

平成30年度予算見積調書

課室名：消費生活支援センター

担当名：総務・企画調整担当

内線：2935

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業			
B65	消費者の安心・安全サポート事業費		一般会計	総務費	県民費	消費者対策費	消費生活相談等運営費			
事業期間	昭和60年度～平成34年度	根拠法令	消費者基本法、特定商取引に関する法律、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例、消費者安全法		宣言項目 分野施策	020412 消費者被害の防止				
1 事業の概要			5 事業説明							
消費生活支援センターを適切に運営し消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行うことにより、消費者被害を救済し消費者の権利及び利益の確保を図る。			(1) 事業内容							
また、悪質事業者の不適正行為は後を絶たないため、悪質事業者に対する指導・処分等を強力に実施していくことにより県民の安全で安心な消費生活の実現を図る。			ア 相談・苦情処理事業費 消費生活相談員29人を配置、弁護士等の苦情処理アドバイザーを設置し、相談・苦情に対する助言やあっせん等を行う。 105,859千円							
(1) 相談・苦情処理事業費 105,859千円			イ 悪質事業者対策強化事業費 県警OB職員3人を配置、事業者指導の実施等 10,669千円							
(2) 悪質事業者対策強化事業費 10,669千円			ウ 多重債務対策推進事業費 埼玉県多重債務対策協議会の設置、一斉相談会の開催等 28千円							
(3) 多重債務対策推進事業費 28千円			(2) 事業計画							
			ア 相談・苦情処理事業費 消費生活支援センター本所及び3支所に消費生活相談員29人を配置し、弁護士等の苦情処理アドバイザーを設置し、相談・苦情に対する助言やあっせん等を行う。							
			イ 悪質事業者対策強化事業費 引き続き、悪質行為を繰り返す事業者に対しては、厳しい処分（行政処分等）を実施するとともに、特定商取引法及び県消費生活条例の改正により、新たに規制対象となる事業者の調査を相談窓口との連携により集中的に行う。							
			ウ 多重債務対策推進事業費 「埼玉県多重債務対策協議会」を設置し、一斉相談会の開催、市町村相談窓口の整備・強化など、関係機関と緊密に連携し、多重債務者に関する対策を推進していく。							
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)			(3) 事業効果							
			消費生活相談を処理することにより、消費者被害を直接的に救済し、また悪質事業者を取り締まることで安心で安全な県民の消費生活の確保を図ることができる。							
			消費生活相談件数				平成28年度	平成27年度	平成26年度	
			悪質事業者の処分指導				48,236件	50,786件	50,900件	
							7件	13件	9件	
							53件	59件	44件	
3 地方財政措置の状況										
なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×16.4人=155,800千円										
予算額			財源内訳						一般財源	前年との対比
			国庫支出金	使用料・手数料	繰入金	諸収入				
決定額	116,556	31,065	2,405		13,187			69,899	3,124	
前年額	113,432	4,685	2,397	24,397	12,632			69,321		